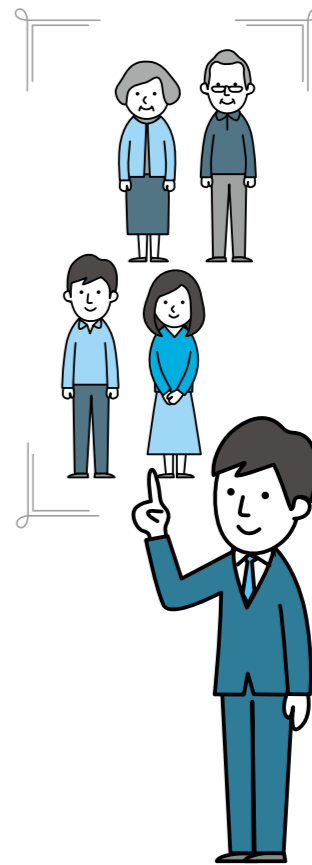


健康保険被扶養者資格確認 「部分調査」を実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。

被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていた方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、この調査を毎年実施いたします。今年度は父母・兄弟姉妹等を対象とした「部分調査」となります。

本来、被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合が本来する必要のない不要な支出が増え、他の被扶養者の負担が増加することにつながります。



実施時期

令和2年7月

調査対象者

父母・兄弟姉妹等を被扶養者としている被保険者

※令和2年6月1日以降に認定された被扶養者は除く

調査要領

調査対象となる被扶養者がいる方には、「健康保険被扶養者資格確認調査書」をWEBまたは紙面（事業所経由）で配付いたします。

概要は改めてご連絡いたします。

提出期限

調査書配付（WEBまたは紙面）

7月2日（木）

事業所人事・総務提出期限

7月31日（金）（厳守）

被保険者のみなさんには資格確認調査書のほか、必要証明書類を提出していただくことになり、費用負担等お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

*令和2年度健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保社内またはインターネットホームページに掲載いたします。

春は環境の変わりやすい季節です

ご家族（被扶養者）が就職されたときなどは 健保組合まで届け出てください！

被扶養者であるご家族が「就職した」「パート先で被保険者になった」などの場合は、被扶養者ではなくなります。「被扶養者異動届」に該当する被扶養者の「保険証」を添えて、事業所を経由して5日以内に健保組合へ届け出てください。

こんなときは、 被扶養者ではなくなりますのでご注意ください

就職した・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になったとき
- 短時間で働く被扶養者がパート先で被保険者になったとき

パート先で被保険者になる場合は、下記すべてに該当する必要があります

- 学生でないこと
- 雇用期間が1年以上見込まれること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上
- 月の所定内賃金が88,000円以上
- 勤め先の従業員数が501人以上（労使合意により500人以下でも可）



収入が増えた



被扶養者の年収が130万円*以上、または被保険者の収入の1/2以上になったとき

※60歳以上または障害がある場合は年収が180万円以上のとき（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）

別居した

配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）が被保険者と別居したとき



別居家族への仕送りをやめた（減った）

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき

75歳になった

被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様

その他

- 被扶養者が結婚して配偶者の被扶養者になったとき
- 被扶養者と離婚したとき
- 被扶養者が亡くなったとき



被扶養者でなくなった日から保険証は使用できません！

被扶養者の資格がなくなると、当健保組合の保険証を使用することはできません。もし間違っって使ってしまった場合は、当健保組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

令和元年度 被扶養者資格確認調査結果 についてご報告します



① 調査対象者

配偶者を被扶養者としている被保険者

② 調査結果

対象被扶養者数 6,668名

不適格者 170名

③ 不適格者の主な内訳及び理由

(1) 就職 122名

(2) 離婚 7名

(3) その他（収入増など） 41名